

意見提出が 30 日未満の場合その理由

喜界町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略（第 3 期喜界町総合戦略）は、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられる計画です。

第 3 期喜界町総合戦略は、第 6 次喜界町総合振興計画における人口減少対策の戦略版として位置づけ、人口減少時代に総合的、効果的に対応し、持続可能で快適な地域づくりを目指すものです。

この戦略期間は、令和 7 年度から令和 11 年度となっております。この戦略策定のために検証委員会及び有識者会議等を開催し、各課で協議、検討を繰り返す中で、修正に多くの時間を要し、策定スケジュールがずれ込んでしまいました。さらに、この戦略が令和 7 年度からのものとなっており、そのためには、パブリックコメントの期間を短縮する必要が生まれました。

このため、本件意見提出については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、30 日を下回る意見提出期間を設定し、意見の募集を行うこととしたものです。